

2026年1月20日

日本石鹼洗剤工業会事務局 御中

拝復

2025年11月14日付で頂戴いたしました「当工業会会員社との面談仲介」の要望につきまして、会員メーカーとのお取次をいただいた由ありがとうございます。

しかしながら、香害被害の声をご存じにもかかわらず、貴事務局にのみ対応させるという会員メーカーの態度は、消費者への不誠実な姿勢が見てとれ、大変残念でなりません。

この事態を放置し続ければ、被害者は増える一方であり、香害により様々な健康被害を発症した人々は、回復する機会も失います。

会員メーカーは常に安全を主張されていますが、香害によって就学や就労の権利まで奪われた人が多数おられる事実は現にあります。「人々の生活を向上させ、環境に配慮する」と謳う会員メーカーが、その実態を無視をしてよいはずがありません。

幸いにして、貴事務局におかれましては、引き続き窓口を開いてくださるということです、少しずつ書面にて認識をすり合わせていくことを願っております。

一方、私どもの主張にも誤りがあるかもしれません。貴事務局及び会員メーカーの製造物責任者の方は、ぜひこの作業にお付き合いをいただきたくお願いを申します。

これは、「香害」被害者の健康や権利回復への道につながると同時に、「香害メーカー」と名指しされる汚名を返上なさるきっかけともなると考えます。

これまでのご回答では、被害を受けたと感じている人々が納得できるものでも、また社会的にも説得力があるものではありません。

今回は、以下3点について、お尋ねいたします。

- ① 柔軟剤による香害を訴える声が出始めたのは、2010年前後からです。それ以前の洗剤には香害の訴えはなかった。
- ② ①の前後に技術改良したいわゆる「マイクロカプセル（P&G社により商標登録済み）」を使用した、洗剤、柔軟剤、消臭剤が新商品として市場に出た。
- ③ 生活用品の安全基準や表示義務は、ほぼ法的な規制はとられておらず、各メーカーの基準により「安全性」を確認し、貴工業会の自主基準に基づき成分情報開示を行っている。

以上に、誤りがあるでしょうか。①②③についてご指摘、ご教示をお願いしたく、ご多用中、恐縮ですが、2月13日までにご返信いただきたく思います。ご回答は、当団体ホームページ等で公表させていただきます。

敬具

カナリア・ネットワーク全国世話人一同